

高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県集落営農活性化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、中山間地域の農業を支える集落営農の活性化に向けて、集落営農組織等が策定したビジョンの実現に向けて、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、間接補助事業者から補助事業者への交付申請時に提出された第2号様式による知事宛ての誓約書兼同意書及び知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(補助事業の着手)

第5条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、市町村が定める交付規則等における交付決定前着手等に関する規定に基づき、間接補助事業者から市町村に交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の新設又は廃止
- (2) 間接補助事業者の変更
- (3) 事業費の30%を超える増額又は補助金額の増額
- (4) 事業費又は補助金額の30%を超える減額

2 補助事業者は、前項に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

(補助事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに第4号様式による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において第5号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに第7号様式により作成した年度終了の実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書の規定に該当した各間接補助事業者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した各間接補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を第8号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)15条の規定による確定をいう。)の日の翌年6月15日までに、第8号様式により知事に報告しなければならない。

(概算払)

第 11 条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第 9 号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 12 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え第 10 号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助の条件)

第 13 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、補助事業者は、補助金の交付に際して間接補助事業者に対して同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従わなければならないこと。
 - (2) 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (4) 前号の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付すること納付させることがあること。
 - (5) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (6) 間接補助事業者は、前号の契約をしようとする場合は、当該契約に係わる入札又は見積り合せに参加しようとする者に対し、第 11 号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 2 知事は、補助事業者が規則若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱、実施要領等の規定若しくはこれらに基づく県の処分

に違反したとき又は補助金を他の用途に使用したときは、当該補助金の交付の決定を変更し、取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(グリーン購入)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 3 項、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業		経費	補助率等	備考
集落ビジョンの実現に向けた取組	（1）中核となる若者等の雇用（注1）	実施要綱別紙1-2の基準を満たす中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用する際に必要となる以下の経費であること（注2） ①給料（フルタイムの場合）又は報酬（パートタイムの場合） ②給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料及び労働保険料	定額（上限額1年あたり100万円、最大3年）	1. 第4条に定める間接補助事業者とは集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第3の5の（1）の要件を満たす集落営農組織又は集落営農組織が主たる構成員となった連携組織をいう。 なお、集落営農組織は集落内の概ね過半の農家が何らかの形で集落営農に参加していること。 2. 集落ビジョン等に基づく期間（補助上限額1,000万円）を助成対象とすることができるものとする。
	（2）収益力の柱となる経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培（種苗費、資機材費、燃料費、光熱水費、農業用機械等のリース料等）、加工品の試作（委託費、機械等のリース料等）、販路開拓（展示会等出展費、旅費、販売用のホームページ作成費等）などの経費であること	定額 なお、高収益作物の試験栽培を実施する場合は、1集落ビジョン等当たり2作物（1作物30aまでの経費が上限）まで補助対象とすることができるものとする。	
	（3）組織の法人化	信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費であること	定額（法人化した組織に対して25万円を補助するものとする。）	
	（4）共同利用機械等の導入（注3）	実施要綱別紙1-3の基準を満たす共同利用機械等を導入する場合において、効率的な生産のために必要となる農業用機械等の導入経費であること	2分の1以内	

（注1）若者等の雇用については、目標年度以降も雇用契約等により、間接補助事業者である集落営農組織等の中核的な人材としての活動していくことを目指す高い意欲が認められ、かつ、当該間接補助事業者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること又は7か月以上の雇用契約を締結した後に翌年度以降も7か月以上の雇用契約を目標年度まで締結する意思を示していること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない等の理由で雇用契約の締結が困難な場合は、その構成員である個人等が中核となる若者等を新たに雇用することができるものとする。

（注2）若者等を雇用する経費については、

① 就業規則（又は給与規定）や雇用契約の定めに沿って支給され、かつ、間接補助事業者である集落営農組織において同等の業務に従事する従業員（雇用実績のない間接補助事業者については、地域で同程度の業務に従事する従業員）の賃金や手当の水準を参考として、社会通念上、著しく過大な額でないこと。

② 当該若者等が農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に従事した時間を基に算定された経費であること。

（注3）共同利用機械等の導入に当たっては、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表第2（第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。